参　考

無線システム普及支援事業

（携帯電話等エリア整備事業）

（電波法第 103 条の 2 第 4 項第 9 号に規定する事務）

携帯電話等は国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的な条件や事業採算上の問題により利用することが困難な地域や現在の携帯電話システムの主流である 3.9 世代移動通信システム（LTE）以降のシステムが利用できない地域がある。それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、LTE 以降のシステムの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

1　施策の概要

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、地方公共団体が携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）、伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設や高度化施設（LTE 以降の無線設備等）を整備する場合に、国がそれらの整備費用の一部を補助する。

【交付対象及び交付率】

・事業主体：地方公共団体　　←基地局施設・伝送路施設（設置）
　　無線通信事業者　　←伝送路施設（運用）、高度化施設（設置）
・対象地域：地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）
・補助対象：基地局施設（鉄塔、局舎、無線設備等）、伝送路施設（光ファイバ等）、
　　高度化施設（ＬＴＥ以降の無線設備等）の設置費用
　　伝送路施設の運用費用（中継回線事業者の設備の 10 年分の使用料）
・補助率　：２／３、１／２、１／３
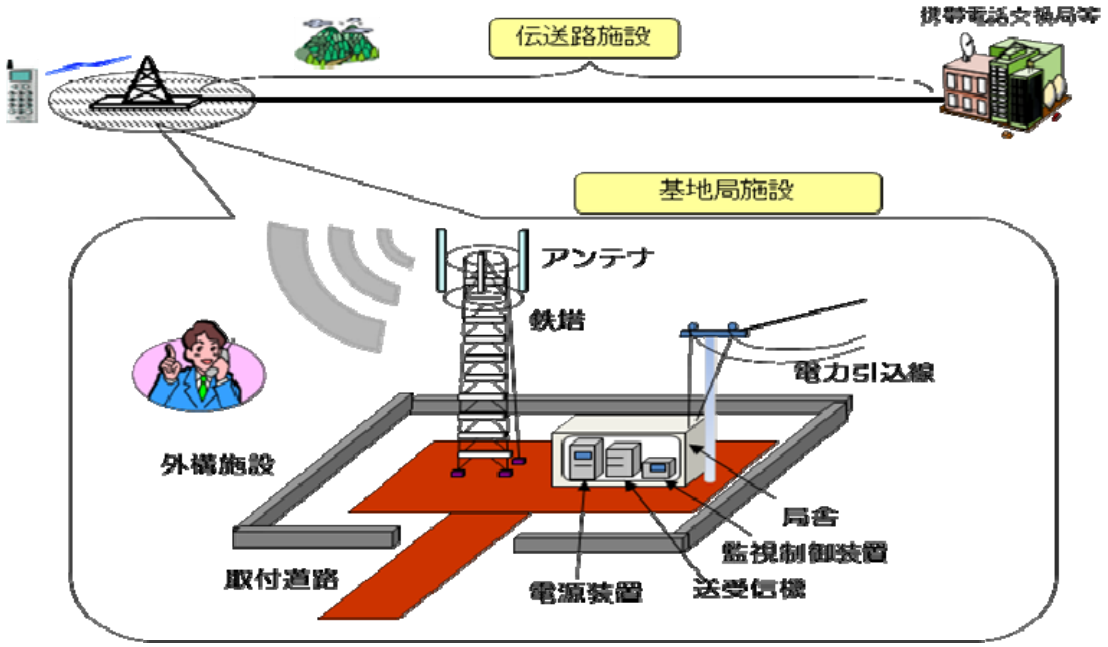
2　イメージ図